平成２８年（フ）第３８７７号
大阪市城東区野江２丁目３番９号プチハイム柏原101、前住所大阪市城東区蒲生４丁目10番19号ハイツ浜口３Ｆ301号
債務者　堀岡　清惠
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９２号
大阪府三島郡島本町江川１丁目15番17―401号
債務者　寺本　裕樹
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５５号
大阪市東淀川区井高野３丁目１番58号、住民票上の住所大阪市東淀川区南江口１丁目５番10―405号
債務者　久保田敏明
法定代理人成年後見人　尾形　信一
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３３号
大阪府摂津市鳥飼和道１丁目15番17号、前住所大阪府摂津市鳥飼野々２丁目６番３号
債務者　中島由美恵（旧姓西嶋）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４３号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ３―512号
債務者　本田　玲子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９７号
大阪市住吉区東粉浜３丁目21番16―304号
債務者　神原　　正
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４０１号
大阪市浪速区元町３―13―７　カストール501、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町粟津571番地の10
債務者　齊藤　亜美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４０３号
大阪市平野区喜連東１丁目１番10号
債務者　橘　　浩子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３５号
大阪府守口市平代町12番２―301号
債務者　牧野　恵子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３７号
大阪市大正区鶴町１丁目８番17号　スリースター鶴町　405号
債務者　中村　　進
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４２号
大阪府八尾市久宝園１丁目52番地　ラディーファンス106号
債務者　曽我　八郎
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５７５号
大阪市城東区野江３丁目10番４号、前住所大阪市城東区蒲生２丁目２番43―305号
債務者　津田　　清
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１８号
神戸市長田区堀切町８番18号　下田ハイツＡ102号
債務者　森下　敏男
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２０号
神戸市長田区上池田５丁目２番６号
債務者　十時　　康
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３１号
神戸市長田区六番町２丁目６番地
債務者　金本正男こと　金　　斗植
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６６号
神戸市垂水区星が丘１丁目３番５号ルミエール星が丘404号、従前の住所神戸市垂水区霞ヶ丘１丁目４番30号
債務者　吉田　明美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部